



GAP 普及ニュース 第39号 (2014.7)

一般社団法人日本生産者 GAP 協会

発行：出版委員会

GAP 普及ニュース

目次

- 【巻頭言】GAP 推進の「十年一日」と「十年一昔」・・・・・・・・・・・・・1
- GAP は持続可能な農業と地域振興に寄与するものでなければならない・・・・・・・・・・・・・4
- 連載第7回 最終回 GAP の革命的な意味と国民的理解
- 『日本 GAP 規範』のバージョンアップ版 (Ver.1.1) について・・・・・・・・・・・・・8
- 2014 年度 GAP セミナー開催のお知らせ「GLOBALG.A.P.認証の学習と実践」・・・・・・・・・・・・・9
- 2014 年度 GAP 実践セミナー・現地実習の予定・・・・・・・・・・・・・9
- GAP 指導者養成講座の現場から ―農場評価モデル農場へのお願い―・・・・・・・・・・・・・10
- 株式会社 Citrus の農場経営実践 (連載 12 回)・・・・・・・・・・・・・12
- GFSI が認証する事実上の国際基準 ―GAP 認証の国際基準は―・・・・・・・・・・・・・13
- 《用語解説》GAP はエシカル農業・・・・・・・・・・・・・16
- 一般社団法人日本生産者 GAP 協会 2013 年度定期総会報告・・・・・・・・・・・・・18
- 編集後記・・・・・・・・・・・・・19

【巻頭言】

GAP 推進の「十年一日」と「十年一昔」

一般社団法人日本生産者 GAP 協会
理事長 田上隆一

私がヨーロッパで GAP に出会い、日本でも GAP に取り組まなければならないと思い、GAP の普及推進を始めてから 11 年が過ぎました。2003 年 8 月にイングランド政府の『GAP 規範』(A Code of Good Agricultural Practice) と、巨大スーパー「テスコ」の農場評価基準「ネイチャーズ・チョイス (NATURE'S CHOICE UK Code of Practice)」と、それに GLOBALG.A.P. (当時は EurepGAP という名称でしたが、以下 GLOBALG.A.P. という) 農場認証制度の基本文書入手しました。

私は帰国してすぐに青森県のリンゴ農場の GLOBALG.A.P. 認証取得に関わると同時に、千葉県野菜農場に GLOBALG.A.P. 認証を推奨し、取得に導きました。その後、GLOBALG.A.P. 認証の要求事項「Control Points and Compliance Criteria」を模倣して日本語による GAP チェックリスト「JGAP 管理点と適合基準」を作成し、「日本 GAP 協会」を創設して日本の農業者に GAP の実践を呼びかけました。時を同じくして、農林水産省の消費安全局でも GAP 推進が始まりました。ただし、農林水産省では食品



安全に限定した適正農業管理であり、「食品安全 GAP（ジー・エー・ピー）」として普及に取り組んでいました。

EU（欧州連合）では、1991年を節目にEU共通農業政策の中での環境保全GAPが推進され、後に2005年からは「GAP規範」の実践が農業者への環境支払い補助金のクロス・コンプライアンス要件となりました。この時期にEUの大手スーパーでは仕入先農場に対して、農業政策の「GAP規範」を参考にした独自の農場検査・認証を行っていました。2000年頃になると農産物流通のグローバル化がいつそう進んで、食品事故も正に地球規模に拡大するようになりました。そのため、消費者の食品安全に対する関心が世界的に高まり、農業分野においてもISO（国際標準化機構）などの認証制度との調和を計ったGLOBALG.A.P.認証制度が誕生しました。この制度を活用するヨーロッパの食品企業が急速に増え、2005年以降はEU加盟国以外のサプライヤーにも要求されることとなり、GAP規範による農場認証「Farm Assurance（一般にこれがGAP認証とされている）」が国際的に本格化することになったのです。

時期的に見ると、日本もEU以外の各国と比べて遅くない時代に「GAP規範」や「GAP認証」と出会い、自国の農場におけるGAP推進がスタートしたと言えます。取りあえずの農林水産省の「食品安全GAP」政策も2004年に開始していますから、それから10年が経過しています。



『十年一昔』、世の中は移り変わりが激しく、10年も経つと昔のこととなってしまいますから、私のGAP推進もこの10年でひと区切りとしたいところです。2004年にJGAP認証制度を立ち上げ、国外では2005年に韓国の農村振興庁からの依頼により韓国各地でGAPとトレーサビリティの講演をし、2006年には北京オリンピックを目前にした中国国内の農業振興全国大会「中国農経産業高峰会」に参加するなど、東アジア農業のGAPの取組みについても積極的に活動してきました。また、2007年にはタイで、2009年にはフィリピンで、GAPの実践指導も行いました。一昨年からはJICA（日本国際協力機構）の仕事として、私の会社でラオス政府のGAP推進事業を指導しています。

これら各国の関係者は、日本ではさぞかし農業者やその産地のGAP推進が進んでいるだろうと思っていることでしょう。しかし、現時点での日本のGAP普及は、農業者にGAPを指導する人材を養成しているという段階であり、農業現場でのGAP実践はあまり進んでいないのが現状です。現在の私は、都道府県の農業普及指導員およびJA営農指導員などに対する「GAP指導者養成講座」の講師として毎週のように活動しています。そこでの最初の課題は、10年前に私が体験した「GAPとの出会い」を全ての受講者に体験していただき、世界と日本のGAP概念のギャップに気づいてもらうことなのです。

日本のGAP普及が遅々としているのとは反対に、中国では国家目標として食品安全対策が強力に推進され、2006年にスタートしたChinaGAP認証制度は、2009年にはGLOBALG.A.P.の同等性認証を獲得しました。中国政府は、ChinaGAP認証の取得を農産物を輸出する農家に義務づけ、また、食品会社にはChinaHACCPによる自己監視プログラムの実践を要求しているということです。輸出品で対外的にグローバル・スタンダードの徹底をアピールすることで、中国の信頼度を高めることを目標にしているのです。最近の情報によれば、ChinaHACCPはGFSI（Global Food Safety Initiative）のベンチマーキングを受けており、2014年度中にもGFSIの承認を獲得する様子で、数少ない食品安全認証スキームの事実上のグローバル・スタンダードになろうとしています。

また、現在の ASEAN 諸国、特に農産物輸出国では、GLOBALG.A.P.の認証が進んでいます。そのため、これまで日本から台湾などに輸出していたリンゴやメロンを ASEAN 諸国に輸出を拡大しようとする、「最低でも GLOBALG.A.P.認証を取って下さい」と条件付けられています。このため私の会社には、日本からの農産物輸出を具体的に計画している産地からの問合せや GAP 指導の依頼が増えており、「10 年前に始めた GLOBALG.A.P.の認証を目指す農産物産地の GAP 実践指導」を本格的に開始したというのが現状です。

10 年前に「日本の農業を国際標準にする」ために始めた JGAP 認証制度は、立ち上げて 3 年で GLOBALG.A.P.との暫定的（チェックリストのみ）同等性を獲得しましたが、その後は再三のチャレンジにも関わらず、現在の JGAP 認証制度はチェックリストも審査基準も GLOBALG.A.P.との同等性が認められない残念な状況です。（GLOBALG.A.P. 2013 年 6 月発表）

このような状況から、日本における GAP は、10 年で一区切りにするどころか、『十年一日』のごとく大きな変化がなく、同じ状態にあるといわざるを得ません。この 10 年の間に、農林水産省は「農業環境規範と基礎 GAP」という GAP 要求事項（チェックリスト）を発表しましたが、農業補助金のクロス・コンプライアンスとしてはあまりにもゆるい内容でした。チェックリストの内容の薄さもさることながら、EU のような GAP 検証や農場査察は全くありません。その後農林水産省は、国内に多数ある GAP のチェックリストを統一しようと「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」を生産局長通知として出しています。



変わった点としては、「基礎 GAP」が出されたころは、都道府県では食品安全部門が GAP 普及を担当するところが多かったのですが、近年は GAP が農政の大きな柱の一つとされ、農業振興部門や環境保全の部門が担当するところが多くなったようです。JA では系統組織全体としては毎年の事業計画で重点活動事項として GAP 推進をあげています。しかし、農業者への GAP 指導を行うところはほとんどなく、チェックリストを配って回収するだけのところが圧倒的に多いようです。府県が主催する「GAP 指導者養成講座」に参加した JA 営農指導員の報告によれば、「この講座で GAP の意味をはじめて知った」という感想ばかりです。「早く GAP の本当の意味を理解すれば良かった」という感想とともに、「本当の GAP は簡単ではないが重要なことなので、本格的に取り組みたい」との決意も述べています。

そういったニーズに応えようと、私どもは一般社団法人日本生産者 GAP 協会を創設し、「GAP 入門」「GAP 導入」「GAP 導入事例」「イングランド GAP 規範」「日本 GAP 規範」などの書籍を発行し、また、毎年「GAP シンポジウム」で論文を発表し、活発な討論会も行って日本農業の適正農業管理（GAP）推進の議論を深めてきました。これまでに、全国の 26 の府県で、普及指導員を GAP 指導者として養成する実践研修会を開催して来ました。5 年以上継続して、ほとんどの普及指導員が受講済みの県もあります。今年も約 20 府県で開催を計画しており、実際の農場に向いて客観的な農場評価ができる技量を持った GAP 指導者が全国各地に誕生しているのです。産地に赴いて農場の現場に出て、地域農業や農場管理における問題、特に農業由来の環境破壊や健康被害についての具体的な問題点を指摘できること、指摘した内容を分析して汚染者負担の視点で改善の方向を示すこと、それが GAP 指導者の技量の要件です。日本生産者 GAP 協会では、これらの技量を持った「農場評価員」の資格試験を実施しています。

現在の日本農業は、GAP が普及していると言えるレベルではありませんから、その意味では『十年一日』の如き現状かもしれませんが、その背景で、①GAP の技量を持った GAP 指導者が育っていること、②GLOBALG.A.P.認証の取得を希望する産地や農家が増えていること、などを見て取ることができます。それに、③農林水産省が農産物の 1 兆円輸出を目指して GLOBALG.A.P.認証を推奨していること、④ベンチマーク認証することで食品安全の事実上のグローバル・スタンダードを決めてしまう力を持つ GFSI に日本企業の加盟が急速に増えていること等を併せて考えてみると、今年以降は、日本の農業の質を高める本来の GAP が理解され、国際標準の GAP が実施されるということが言えるかと思えます。そうなれば、世界と日本の GAP 概念のギャップに気づいてもらう仕事が、私の望み通り『十年一昔』の出来事になります。



GAP は持続可能な農業と地域振興に寄与するものでなければならない

《連載第 7 回》最終回 ～GAP の革命的な意味と国民的理解～

一般社団法人日本生産者 GAP 協会
理事長 田上隆一

顕在化した日本の地下水硝酸塩汚染

「井戸水が硝酸性窒素で汚染されているので、果樹や野菜を育てる農家に肥料をまく量を減らすよう要請する。畜産農家にも、牛、豚の糞尿の適正処理を呼び掛ける」という記事が、2012 年 4 月 28 日の信濃毎日新聞に掲載されました。これまでの日本では、あまり例のない行政から農家への呼びかけですが、これが日本を代表する自然豊かで風光明媚な安曇野市で行われたことの意味は大きいと思います。

安曇野市は、北アルプスの麓ですから、そこを流れる地下水は「日本一安全な天然水である」と思われても不思議ではないような場所なのですが、市の生活環境課の調査によれば、硝酸性窒素の水道水基準 10mg/L（1 リットル当たり 10 ミリグラム）を上回る値が検出された場所があったということです。安曇野市では、県営ダムの建設計画が中止されたことに伴って、該当地区の水道の水源を地下水に転換することになり、詳細な調査を進めていたようです。

新聞報道の「市の調査報告」によれば、「地下水が硝酸性窒素に汚染された原因の 6～7 割は畑にまかれた化学肥料によるものであり、3～4 割は畑にまかれた有機堆肥や畜産排水が原因」ということです。市が上水道の水源とする予定の井戸の硝酸性窒素は 4 mg/L なので、水道の水源としては問題ないのですが、同じ地域内に基準値のオーバーや基準値に近い値が検出された井戸があることから、当面の水質維持と将来の安全な飲料水を確保するために、農家への減肥の呼びかけになったようです。

岐阜県の各務原（かがみはら）市では 1971～1973 年頃、大規模な住宅団地を開発するために上水道の拡張事業で地下水を掘削したところ、飲料適否基準の 10mg/L を遙かに超える 27.5mg/L の硝酸性窒素による汚染が発覚しました。調査により、各務原市の特産品である人参栽培用の化学肥



料が汚染の原因であると推定され、農業関係者を説得するために地下の構造、地下水の挙動、水収支などの詳細なデータが集積されました。地下水の流れをシミュレーションした結果、30%程度の減肥で汚染を低減することが可能と予測され、施肥法の改良などによる減肥法が確立されています。その後、地域の農業者が徐々に減肥し、2004年には地下水の硝酸塩濃度は15~20mg/Lと次第に減少しているとのこと（「よみがえる地下水」日本地下水学会 2004）。

日本全国で深刻な硝酸塩汚染

環境省では、硝酸性窒素総合対策推進事業で1999~2003年度に調査した内容を「硝酸性窒素による地下水汚染対策事例集」として報告しています。それによると、地下水の硝酸塩濃度が環境基準（硝酸性+亜硝酸性窒素で10mg/L）を超えているケースが全体の5~6%に達しているということです。

イギリスのGAP規範では「圃場は拡散汚染源（面汚染源）である」として、その対策を指導していますが、この事例集によれば、日本ではこうした「面汚染源に対する認識や取組みが遅れている」ため、環境省は、面汚染源に対する認識を高めるとともに、自治体などが対策を講ずる際の参考としてこの報告書を刊行したのです。

総務省によれば、1984年には「湖沼水質保全特別措置法」が公布されましたが、20年が経過した2004年時点でも、全国的に水質環境基準を達成していない湖沼が多く、総合的な水質保全対策を講ずる必要のある湖沼を「指定湖沼」、その集水域を「指定地域」として指定しています。指定湖沼である霞ヶ浦、印旛沼、琵琶湖、諏訪湖、中海、宍道湖では、畜産・水産系（畜舎・養殖場）および農地系も窒素に関する推定値が大きな割合を占めているとして、湖沼の水質保全に関して農業からの負荷を削減する取組みを強化する必要性を指摘しています。

茨城県では、森林や霞ヶ浦をはじめとする湖沼・河川等の公益的機能の重要性を考慮し、これらの環境保全のため、農地から排出される負荷を抑制する循環灌漑施設を導入したり、台地からしみ出してくる窒素分を高濃度に含む水を谷津田に導いたりして、脱窒を行う浄化対策などが行われています。

EUでは水質の硝酸塩汚染対策がGAPの重要課題

EUでは、早くから農地への窒素肥料を多用することが禁止され、不適切な肥料の取扱いに関する規制が厳しく行われてきました。1991年にEUで施行された「硝酸指令」では、「EUの全ての農業者は、硝酸指令に従い、GAP規準(A)計画を策定し実践しなければならない」ことになりました。また、硝酸脆弱地域に指定された地域（オーストリアなどは国全体が硝酸脆弱地の指定地域）の農業者は、国が定める行動計画に従ってGAP規準(A)《硝酸指令付属書II—水系保護—》と上乘せGAP規準(B)《硝酸指令付属書III—土地利用と農作業、窒素施用等—》を策定し、これを遵守することが必要です。

GAP規準(A)のうちEU共通項目の主な規制内容は、(1)農地への肥料の施用が不適切な期間、(2)急傾斜地への肥料の施用、(3)水飽和、冠水、凍結または積雪状態の農地への肥料の施用、(4)水系近傍の土地への肥料の施用条件、(5)家畜糞尿貯留装置の容量と建設（液体の表面流去や漏水による地下水や地表水の汚染防止方策含む）、(6)水系への養分ロスを許容レベルに維持するための化学肥料と家畜糞尿双方の農地への施用方法などが具体的に決められて厳しく規制されています。

GAP 規準(A)のうち加盟国が追加すべき項目として、(1)作物輪作システム、(2)1年生作物と永年作物の栽培面積比率を含む土地利用計画、(3)水質汚染を起こす危険性のある窒素を土壌から吸収する最低植被量の(降水)維持期間、(4)農場ごとの肥料計画の策定と肥料使用記録の保持、(5)灌漑システムにおける表面流去水および作物根域より下への水移動による水汚染の防止などが義務付けられているのです(田上:GAP普及ニュース27号)。

これらの法規制としてのGAP規準と、それを解説して具体的な汚染防止対策を指導する適正農業規範が、EUの農業者が実施すべき適切な行為、つまりGAP(適正農業管理)になっているのです。このように、硝酸塩汚染への対策は、EUのGAP(適正農業管理)のスタートになった問題であり、化学合成農薬の多用による環境汚染問題などと並んで、GAPにおける最も重要な課題の一つなのです。

これらに関して、日本では「水質汚濁防止法」や「水道法」によって、硝酸+亜硝酸性窒素が10mg/L以下に決められています。しかし、この基準を超える水系があっても汚染地域としての指定や特別な法的規制がされるわけではありません。仮に、EUの硝酸指令を適用したとすると、日本にも硝酸脆弱地帯に指定される地域が少なくありません。西尾道德氏は、環境保全型農業レポート145の「養分管理規制に関する日本とEUの比較」で、日本の規制の甘さを指摘しています。

農業による汚染の因果とGAPの国民的理解

農業由来の硝酸塩汚染への対策として、安曇野市役所からの「農家の皆さん、肥料を減らして下さい」という呼びかけは画期的なものであり、とりも直さずこれが「GAPの推進」につながるものなのですが、EUと違って、日本では規制が甘いことと、環境や農産物の安全性を確保するために、農業者が具体的に守るべき法律や農業技術の公的な解説書(GAP規範)が7県(2014年4月時点)にしかありません。

農業者に減肥を呼びかけて、簡単に地下水の硝酸塩汚染が止まるものではありません。「圃場は硝酸や農薬などの拡散汚染源である」と言われていますが、日本の農業界ではその認識が低いかほとんどない状態ですから、硝酸塩汚染の因果関係を明確にし、個々の農家の「どの行為が問題」であり、また「どのように問題なのか」を明らかにし、「どうすれば良いのか」を示さなければ、呼びかけられた農業者も対応のしようがありません。

GAP規範として、国や県などの行政が農業由来の硝酸性窒素による地下水汚染という「事の真相」を明らかにし、「汚染者負担の原則」に従って、個々の農家のGAP(適正農業管理)への取組みを方向づけることが必要です。また、それによって農家の負担が増えることや負担した費用を回収するため、農産物の価格を高くせざるを得ないことも考えられますから、GAPの実践に対する農家への「個別所得補償」が必要になるでしょう。EUの個別所得補償制度は、環境・景観の維持などの経済価値に置き換えられない農家の行為に対する納税者の負担として「農家への直接支払い」が行われているのであり、日本のような作付面積当たりの定額という単なるバラ撒きの個別補償ではありません。環境保護のためのクロス・コンプライアンスは、GAP規範の内容を遵守することを前提にした補助金の支払いでなければなりません。

日本でも、市民の飲料水の確保と農家所得の維持を対峙させることなく、市民が安心できる環境を持続的に利用できる社会を構築するために、国民的な理解を進めることが必要です。安曇野のような最も環境が良いと思われていた地域で起こった地下水汚染の問題は、他の全ての農業地域にも共通にある課題であり、むしろ他の地域では深刻度がより高いと考えなければなりません。

GAPは持続的農業と地域振興に寄与するものでなければならない

国際連合食糧農業機関（FAO）は、「アジェンダ 21」の実施を通じて、自然・資源の管理と環境保全の問題に対処する上で、特に「持続的農業と農村開発」（SARD）及び「適正農業規範」（GAPs）を推進しています。

FAO は、「持続的農業」を「天然資源の損失や破壊を食い止め、生態系を健全に維持しつつ農業の生産性向上を推進すること」と定義しています。「農村開発」において「持続的農業」は、「自然資源及び環境を保全しながら、質と量の両面ですべての人々に食糧を安定的に供給し、それを通して農村に雇用を創出し、生活と所得の安定性を維持・向上させることが必要である」としています。そして「持続的農業」の利害関係者には、政府、食品加工、小売業、農家ならびに中長期の食糧安全保障、食品の品質、生産効率、生活や環境面でのメリットを目標にしている消費者が含まれている」としています。（<http://www.fao.org/docrep/meeting/009/J4236e/j4236e00.htm>）

その意味で「持続的農業」は、社会的にも自然的にも共生農業システムであり、地域の風土や自然条件を踏まえた化学資材の投入や農業機械の適正使用など、適正な農業技術の活用によって、環境及び資源を保全し、農業者に適正な利益を与え、安全な食料やバイオマス資源を安定して供給する地域産業であるといえます。

FAO の「持続的農業と農村開発」を推進するプログラムは、(1)持続可能な生活、(2)適正農業規範（GAPs）、(3)天然資源管理、の3つです。共生農業システムの中核となる最適な行為が GAPs であり、GAPs によって持続的農業を確立し、その過程や結果として地域振興に寄与するものなのです。（<http://www.fao.org/docrep/meeting/006/y8704e.htm>）

FAO の GAP 概念を整理すると、以下のようになります。

1. GAP の目的は、(1)安全で健康的な農業（食品と非食品）分野を守り、(2)同時に農業者の経済的な利益も確保するものであり、(3)社会的にも環境的にも持続可能な農業をつくりあげることである。
2. GAP（持続的農業）の手法は、(1)総合的病害虫管理（IPM）、(2)総合的肥料管理、(3)環境保全農業などである。
3. GAP プログラムには、(1)（**安全性と品質**）安全で高品質の農産物を作り、それにより利益を上げること、(2)（**環境の持続性**）豊かな自然への取組みを更に強化し、その維持に努めること、(3)（**採算性**）資源の可能な開発と生産者の生計を両立させること、(4)（**社会的受容性**）文化的・社会的受容性に見合った農業を行うこと、以上の4原則がある。
4. GAP の実施は、「持続的農業と地域振興に寄与するものでなければならない」という基本的な認識が重要である。

連載のおわりに

持続可能な発展は、世界共通の課題です。そのために農業分野では、環境的にも経済的にも持続性を維持しながら、環境汚染や食品汚染などを引き起こす危険性を最小限に抑える行為として GAP 概念が作られました。これまでの生産性向上一辺倒の農業ではなく、これに代わる持続的な農業システムを構築するためには、GAP 概念の革命的意義を理解し、GAP 理念に立ち返って、農業改良の普及制度等を活用した「持続的農業と地域振興に寄与する真の GAP 推進」が必要です。

『日本 GAP 規範』のバージョンアップ版 (Ver.1.1) について

一般社団法人日本生産者 GAP 協会
規範委員長 山田正美

世界的にみると、GAP の推進で最も重要なものは、適正農業の考え方を示す GAP 規範であり、「どのような農業が適正といえるのか」を示す『GAP 規範』は、イングランドで 1991 年から 1993 年にかけて水・大気・土壌の汚染を防ぐための『規範』が順次出版されたのが最初です。

これはヨーロッパにおける酸性雨や地下水の硝酸塩汚染、湖沼の富栄養化といった環境問題に農業が大きく関与しているという反省に立ってのことでした。

日本でも、当協会では、このような『GAP 規範』の重要性をいち早く認識し、イングランドの GAP 規範を日本語に翻訳して出版し、多くの方々と一緒に勉強してきました。

ただし、日本では、イギリスとは気象条件が大きく異なり、温帯モンスーンの湿潤地帯に位置していますので、欧州の半乾燥地帯で営まれている小麦を中心とした畑作や牧畜業とは異なり、水田での稲作や施設園芸などを中心とする農業が営まれています。そこで、日本ではイングランドの『GAP 規範』をそのまま当てはめるわけにはいきません。そのため「日本の農業にふさわしい独自の規範」の作成が必要になってきました。本来なら公的機関が示すべきものかもしれませんが、そのような動きが見られなかったため、我々日本生産者 GAP 協会が呼びかけて「本来あるべき日本の適正な農業」について、全国の農業各分野の専門家の方々のご協力をいただき、2011 年 5 月に『日本 GAP 規範 ver.1.0』として当協会から出版させていただきました。

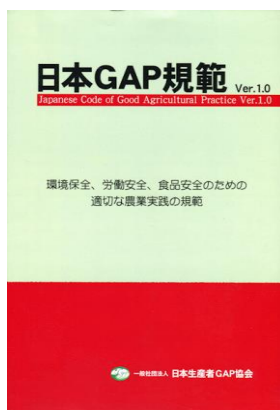
現在、初版から 3 年が経過したところで、若干の見直しと追加を行い、バージョン 1.1 として、本の体裁をも変えて出版することになりました。

主な変更点は以下の通りです。

- ① 福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質に関する事項の追加修正
- ② リスクの大きい農薬事故を防ぐため、農薬ラベルの読み方を追加
- ③ 水質規制値を最新のデータに修正
- ④ 本の持運びの便宜を図って、体裁を A4 版から A5 版の大きさに変更

その他こまかい点で文言の修正を行っています。

この『日本 GAP 規範 ver.1.1』は「本来あるべき日本の農業」を示す指標になっていますので、今回のバージョンアップを機会に、一冊手元におかれ、農場のリスク評価などにお使いいただければと思います。



初版：日本 GAP 規範



改訂版：日本 GAP 規範 ver.1.1

2014 年度 GAP セミナー開催のお知らせ

『GLOBALG.A.P. 認証の学習と実践』

～GAP で要求される国際基準をクリアするための実践は～

～GAP (適正農業管理)、FSM (食品安全管理)、QMS (農場組織管理) ～

日時：2014 年 11 月 27 日 (木)・28 日 (金)

場所：文部科学省研究交流センター (国際会議場)

内容：

1. GAP 認証における世界の現状と GLOBALG.A.P.認証
2. 各地域における『GAP 規範』の意味と GAP 認証の目的
3. GLOBALG.A.P.実践の意味とアセアンにおける現状
4. 日本の輸出農産物における GLOBALG.A.P.実践
5. GLOBALG.A.P.認証取得と GH (Green Harvester) 評価制度

パネルディスカッション

～～体系的・総合的な GLOBALG.A.P.習得のための学習と実践～～

2014 年度の GAP 実践セミナー・現場実習の年間計画

2014 年度 GAP 実践セミナーの開催予定です。

定員がございますので、お早めにお申し込み下さい。

■GAP 実践セミナー

- ・8 月期 2014 年 8 月 28 日 (木) ～8 月 29 日 (金)

<http://fagap.or.jp/education/seminar/sem2014/201408g.html>

- ・11 月期 G.A.P セミナー「GLOBALG.A.P 認証の学習と実践」として開催

■農場実地トレーニング

- ・9 月期 2014 年 9 月 18 日 (木) ～9 月 19 日 (金)

- ・12 月期 12 月後半 (予定)

※12 月以降の開催につきましては、会場・日程が確定次第、随時ご案内いたします。

各開催予定の 3 ヶ月前頃からご案内できる予定です。

<http://www.fagap.or.jp/education/seminar/index.html>

====各コースの内容====

■GAP 実践セミナー

- ・講義や演習を通して GAP (適正農業管理) を正しく理解する
- ・演習を通して農場評価の方法を学ぶ
- ・事例を通してリスク認識を身に着ける

<1 日目>

(講義) GAP 概論 (演習) リスク発見 (講義) リスク評価ツール

< 2 日目 >

(演習) 農場評価演習 (講義) 農場評価制度

開催場所：文部科学省研究交流センター（茨城県つくば市竹園 2-20-5）

受講料金： 25,000 円（当協会会員 18,000 円）

定 員： 25 名

受講要件：どなたでも結構です。GAP を基礎から学べます。

■農場実地トレーニング

- ・農場に赴き、実際に受講者が農場主へヒアリングを行い、“自分の目と耳”で事実を拾い上げ、その情報を元に問題点を洗い出し、それをリスク評価してみる。
- ・具体的な GAP 指導計画を立ててみる。

< 1 日目 >

(講義) GAP 評価概論 (演習) 農場ヒアリングの練習

(実習) 農場評価実習 (演習) 評価報告書の作成

< 2 日目 >

(演習) 評価結果の振り返り (演習) GAP 推進計画

開催場所：文部科学省研究交流センター（茨城県つくば市竹園 2-20-5）および近隣農場

受講料金： 25,000 円（当協会会員 18,000 円）

定 員： 10 名

受講要件：「GAP 実践セミナー」またはこれに準ずる「GAP 指導者養成講座」を修了した方

【連載】GAP 指導者養成講座の現場から

ー農場評価のためのモデル農場へのお願いー

株式会社 AGIC 代表取締役 田上隆一

県の行政や JA の GAP 担当者が、チェックリストを作って生産者に配布し、GAP 説明会でチェックリストの記入方法を解説し、やがて回収して各項目の集計を行うという GAP の普及推進では、農業者に GAP の意味が正しく伝わらず、GAP そのものが敬遠されてしまう恐れがあります。そのため、「生産現場の GAP 実践は一向に進展しない」という状況を良く聞きます。

株式会社 AGIC が実施している都道府県の GAP 指導者養成講座では、講義と演習で「初めて GAP を知り」、農場評価の GAP の実習で「GAP の何たるか」を会得します。

研修内容について

GAP 指導者養成講座は 3 日間が正規のコースですが、2 日間で実施する県もあります。いずれも 2 日目は、実際のモデル農場に出向いて農場評価を行います。農場管理の現場で BAP（不適切な行為）を発見するのです。受講者全員でモデル農場の管理実態を調査・分析し、「日本 GAP 規範」の遵守レベルを評価・判定するのです。それぞれが評価した内容について、受講者の各グループでグループ討議を行い、一人ひとりの認識の違いを埋めていきます。さらに、各グループの検討結果を持ち寄り、グループ間の討議により最終的な評価の判定を行い、モデル農場の GAP 度を点数で

評価（最終判定）します。

モデル農場の会場の要件

20 人を超える人達が、実際の農場（農業経営体）で3時間もかけて実態を調査・分析しますので、当該農場には、それだけのキャパシティ（受け入れの余裕）が必要です。GAP 指導者養成講座の企画担当者には、次のことの確認をお願いします。

①駐車場（乗合いでも数台の自動車を停める場所）がある、②ヒアリング会場（受講者全員が腰を掛けてヒアリングし、メモをとる場所）がある、③全員が覗ける農舎、格納庫、肥料や農薬などの倉庫、農産物取扱い施設（出荷・調製室など）がある、④見学できる農場（グリーンハウスなども含みます）がある。

モデル農場へのお願い

ここで、農場評価の対象（モデル）農場の依頼についてのごお願いです。農場評価を行う3時間弱の時間は、はじめの45分から1時間程度は、腰を掛けて聞き取り調査をします。農場の責任者、または経営管理や現場の管理が全て分かっている方に質問をします。

この際に、差し支えない範囲で帳票類を見せていただきます。帳票類とは、農地や施設等の台帳、生産資材の購入伝票、栽培記録、収穫・出荷の記録、販売記録、労務管理関係書類などです。ただし、時間が少ないので記録内容の吟味はできません。ヒアリングによって当該農場の農業経営の概要を把握したら、施設や農場を見せていただきながら、経営管理全体の整合や場所別の管理、リスク分析の経過やその結果としてのリスク管理の様子を見させていただきます。

この場合、聞き取りをしながら、全員で各施設を移動しながら現場を調査します。この際に人数が多いとタイムロスが多くなるかもしれません。

モデル農場への伝達

当該農場の方は、「GAP」を意識する必要は全くありません。評価員（講師）の一般的な質問（農家ご自身が日頃行っていること）に普通に答えていただければそれでいいのです。その農家（当該農場）のことについて何も知らない者（講師）が、農家のことや農作業などについて「いろいろ質問させていただく」ということだけですので、特別な準備や心配は不要です。

モデル農場への大切なお願い

「モデル農場」として依頼する際に、是非お願いして貰いたいことは、その農家の方に「自分で考えられる範囲で、農場のあちこちを整理・整頓しておいていただきたい」ということです。研修会の担当者で、農家に「何もしないで、普段のありのままの状態にして下さい」とお願いする人がいますが、それではいけません。GAP 指導では逆効果になります。

農場評価は「BAP を発見すること」ですが、農家の悪いところを指摘することが目的ではありません。当該農家が「当然そうだ」と思っている、日頃出来ていないことがあれば、この際に整理してもらうことが肝心です。

大切なことは、「全ての農家は GAP である」ということが前提です。農家が、自分の目を見て、自分の頭で考えて、「こうするのが良いだろう」と思う状態にしてもらうことです。評価者は、その農家の GAP（と考えられている）状態を、評価者の目を見て、その耳で聞いて、自分自身で考

え、分析・判断して、当該農家の問題点を見抜くことが目的です。

その農家が良いと思っても、専門家の目から見て、その農家にある危害要因や管理上のリスクにつながるがあることとすれば、それこそがその農家の一大事であり、それを指摘してあげることが GAP 指導者の仕事なのです。

これを体験するためには、「モデル農家」にご協力をいただかなければなりません。研修の趣旨と意味を良くご理解いただいて、協力をしていただけるようお願いして下さい。もちろん、そうすることによって、モデル農家は、他の誰よりも GAP を理解し、この研修会を受けることによって自分自身が向上できるのです。実際に、GAP 指導者養成講座でモデル農場となっていたいただいた農業者には感謝されています。

GAP 指導者養成講座の企画担当者の方には、以上のことをよく理解し、モデル農場として依頼していただきたいと思います。また、受講者の方々には、このような考え方で講座を行っていることをご理解いただき、GAP 指導のために有効に活用していただきたいと思います。

株式会社 Citrus の農場経営実践 (連載 12 回)



～収穫量を増やす日頃の取組み～

一般社団法人日本生産者 GAP 協会理事
元和歌山県農業大学校長 (農学博士)
株式会社 Citrus 代表取締役 佐々木茂明

平成 26 年度は、不作になる「裏年」を予測していたのですが、5月の連休過ぎから開花が始まり、その後順調に5月13日に満開期を迎えました。着花の量は平年並みでした。弊社の近くの樹園地では「裏年」の園も見られることから、弊社の裏年を予測した上での栽培管理の成果だと思っています。

その管理とは、昨年の開花期に遡ります。着花数の多い樹に目印のマーカーを付け、その樹の摘雷をし、また、摘雷できなかった樹は、上部を全て摘果し、翌年、すなわち今年に備えました。年が明け、今年に入り、勢の弱った樹園地では、花芽の生育を促すために液肥を散布し、また、弱めの剪定を行い、できるだけ実のなる「結果母枝」を残す管理をしてきました。

このような管理技術は古くからあるものの、実施するタイミングを逃してしまいがちになるので、弊社では、農業の雇用事業研修の2年目を迎えており、隔年結果を防止することをメインに据え、その基礎を指導することにしていましたので、その成果が見えたものと思います。

一般の農家では、着花数が多過ぎる樹でもマーカーを付けることは少なく、花の落ちる「落弁期」が過ぎると、どの樹が着花数が過多だったかどうかを見分けられなくなり、隔年結果を防止するための摘果を怠ってしまいがちです。幸いにも弊社では、必然的に研修しなければならない課題がありましたので、学校と同様の指導を行うことにより、研修生にこのような技術の理解を深めることができたと思います。

しかし、着花状態は平年並みで安心したのですが、5月末に続いた真夏並みの高温が生理的な落果を助長し、せっかく着花した樹の実が留まらない現象も見受けられ、次の心配が出てきました。近年は、なかなか気候が読めない状態が続いているので、「定番の管理技術で対応しにくくなった」

という篤農家の声も聞きます。これらの気候変動に伴う病害虫の発生状況などについても、しっかり観察していく必要が高まってきました。このようなことから、近年の気候変動に対応した技術革新の必要性が出てきています。

そんななかで、少し疑問が出てきました。新規に農業生産法人をスタートさせて3年目を迎えますが、外部の関係機関から栽培技術の指導を受ける機会が全くありません。JA への出荷をしていないので、一般の栽培技術講習会へのお誘いもありません。また、その他の生産グループに所属していないので、そのような関係機関からの栽培技術講習の案内も届きません。これが普通なのかは知りませんが、農業を始めるにあつての指導は、JA も行政も、生産現場に対しての直接的な指導の仕組みができていないのではと思っています。一部の民間の肥料業者は、肥料売るための手段としてではあるものの、定期的に講習会をもっているのです。そこに社員を派遣して勉強させています。ここにきてようやく、JA においても青年部を結成して各種の研修会を計画し始めました。この夏、市場研修の案内があったので、社員2名をJA 青年部に加入させ、研修に参加させています。

現状では研修の場が少ないことに疑問はあるものの、自分たちで行動を起こさない限り変化はありません。そこで現在、弊社は、弊社の法人構成員である流通業者の「株式会社サンライズみかんの会」に出荷している農家を集めて研修会をもっています。昨年は30名近い農家の参加がありました。今年は「病害虫対策」、「食の安全」をテーマに「GAP」と、そしてスーパーバイヤーによる「最近の流通事情」の勉強会を和歌山県果樹園芸試験場の協力を得て計画しています。

ビジネスというものは、「待っていてもチャンスは来ない」、「自ら行動しない限り、良い情報は入って来ない」というのは当たり前であると実感する今日この頃です。



「農の雇用事業」の研修責任者のY専務(中央)から開花時の管理方法の指導を受ける2名の研修生

GFSI が認証する事実上の国際基準

—GAP 認証の国際基準は—

GFSI の目的

グローバル・フード・セーフティ・イニシアチブ (GFSI) は、世界中の食品小売業や食品メーカー、食品サービス業および食品のサプライチェーンに関わる企業らが協働して、国や業界を超えて「食の安全」に取り組む組織です。GFSI は、相次ぐ深刻な食品事故を受け、2000年5月に設立されて以来、「安全な食品を消費者に届ける上で、確かな信頼を築くため、食品安全マネジメントシステムの継続的改善を推進すること」を使命とし、以下の目的を掲げて活動しています。

1. 複数ある効果的な食品安全マネジメントシステムの考え方を統合し、収斂させていくことで、食品安全におけるリスクを軽減する。
2. 食品安全マネジメントシステムの重複を減らし、業務の効率を改善することで、フードシステム全体にかかるコスト負担を改善する。

3. 一貫した効果的なグローバル・フードシステムを構築するため、食品安全のための技量・力量を開発し、能力を強化する。
4. 世界中のステークホルダー達が協働し、知識を交換・共有し、ネットワークを築くためのプラットフォームを提供する。

GFSI 日本ローカル・グループ

GFSI は、これまでに日本、中国、北米、メキシコの 4 つのローカル・グループを立ち上げました。日本ローカル・グループは、2012 年に発足し、世界食品安全会議 (Global Food Safety Conference) や様々な地域イベントを開催しています。発足以来毎年、東京と大阪でワークショップを開催していましたが、今年 2014 年は、福岡から札幌まで全国の 7 か所で開催されています。

参加費用
東京会場:5000円/名
その他の会場:3000円/名
会場費に応じて参加費を決定しております。

プログラム及び会場
ワークショップウェブサイトをご覧ください。
<http://www.tcgfjp.org/foodsafety/workshop2014>
GFSIジャパンワークショップ 検索

参加申し込み方法
参加をご希望の方は上記ウェブサイトからお申し込みを
ご希望いたします。お申し込み確認メールが寄
りましたら申し込みの完了です。各会場とも定員100名
先着順での受付となります。

参加費お支払い方法
お申し込み完了後、郵送にて請求書をお送りいたし
ますので、銀行振込みにて開催日前までにお支払
ください。

問い合わせ先
GFSI Japanワークショップサードパーティ
アドバイザーの職務に就任は下記までお
問合せください。
コンシューマー・グッズ・フォーラム日本事務局
/GFSI日本ローカル・グループ事務局
Tel:03-6271-6283 Fax:03-6271-5284
E-mail: ktp@theconsumergoodsforum.com

FOOD SAFETY DAY JAPAN 2014
10月30日 ザ・グラントホール品川
フードセーフティデー・ジャパンは、GFSIが承認する食品会社の
国際会議です。海外から講演者を招き国際的な事例を学ぶだけでなく、日本
各地の食品会社の最新情報を知る機会を提供します。ぜひご参加ください。

GFSI JAPAN WORKSHOP 2014

<http://www.tcgfjp.org/foodsafety/workshop2014>

ALL JAPANESE FOOD SAFETY EXPERTS
THINK GLOBALLY, ACT LOCALLY
FOR FUTURE FOOD SAFETY

日本の食品安全エクスパート達が
経験に渡る食品安全を築くため
グローバルに考え、ローカルで行動する

http://www.tcgfjp.org/foodsafety/workshop2014/images/workshop_japan_2014_flyer.pdf

このワークショップでは、「GFSI 承認スキーム」(GFSI が承認する食品安全の国際認証基準)について紹介しています。食料自給率が低下の一途をたどる日本では、グローバルな食品サプライチェーンにおいて、日本に供給される食品の安全性を如何に維持し、消費者からの信頼性(安心)を得るためのシステムの向上に如何に結びつけるかが重要です。GFSI は、そのための国際基準の認証と普及を目的としています。農産物・食品の輸出を考える企業にとっては、国際競争力の向上や事業の成長へとつながるための国際認証として推奨しています。

GFSI 日本ローカル・グループは、以下のような活動をしていますので、是非参考にしてください。(http://www.tcgfjp.org/foodsafety/japan_lg.html)

1. 食品安全に関わる要件等の GFSI への提言とアジアを中心とした活動への寄与
2. 日本の食品安全に関する意見交換及び公開
3. 食品安全に関する活動に取組む国内外の関連機関(行政機関・学術機関等)との交流・連携
4. 日本の食品安全に関わる社会教育の推進
5. 食品安全に関わる広報活動及び国際協力

一つの世界、一つの安全食品供給 (One World, One Safe Food Supply)

GFSI の活動のうち、食品の製造・流通分野に大きな影響を与えているのが「食品安全スキーム」の「ベンチマーキング」です。食品安全スキームとは、認証制度で定められ、文書化された「要求事項、規則、手続等」(食品安全認証制度)のことで、ベンチマーキングとは、或る食品安全スキームを、「GFSI ガイダンス文書」と比較して、承認する手続きのことです。

これは、GFSI に参加している流通業の内、特に影響力のある欧米の巨大小売企業 (Carrefour、Tesco、Metro、Migros、Ahold、Wal-Mart、Delhaize、ICA) らが、GFSI がベンチマーキングし

た食品安全スキームについて、「一旦認証されたものは、どこでも受け入れられる」との考え方に沿って、「GFSI 承認スキーム」による認証を取得していれば、「8社が共通的に受け入れる」というもので、この考え方は GFSI の普及とともに世界中に広がっています。

GFSI で承認されたスキーム

GFSI ガイダンス文書 Ver.6.3 で承認された食品安全スキームは以下の通りです。(GFSI ニュースレター2014年3月)

正式な承認

- BRC Global Standard for Food Safety Issue 6 及び BRC/IoP Global Standard for Packaging and Packaging Materials Issue 4
- IFS Food Standard Version 6
- SQF Code 7th Edition Level 2
- CanadaGAP Scheme Version 6 Options B、C 及び Program Management Manual Version 3
- Global Aquaculture Alliance Seafood Processing Standard Issue 2 - August 2012
- Global Red Meat Standard (GRMS) 4th Edition Version 4.1
- FSSC 22000 (October 2011 issue)
- GLOBALG.A.P. Integrated Farm Assurance scheme (sub-scope Fruit and Vegetables) Version 4 and the Produce Safety Standard Version 4 (scope extension)

GFSI ガイダンス文書第 6 版への改訂後承認

- IFS PACsecure Standard Version 1
- PrimusGFS Standard (v2.1 – December 2011)

審査中の申請

- CHINA HACCP
- IFS Scope Extension
- BRC Scope Extension
- SQF Scope Extension

GAP に関わる国際認証基準

以上の GFSI で認証された 10 のスキームの内、■印の 4 スキームが農業生産 (GAP) にかかる食品安全認証制度です。

GFSI に認証された 4 つの GAP 関連スキームには、それぞれ特徴があります。全てのスキームが「食品安全の要求事項」を持っていますが、大きく分類すると、農場管理のシステム認証か、生産 (製造) 物の商品認証か、という違いがあります。また、認証の範囲が農産物の生産段階か、フードチェーンのどこかの段階か、という違いがあります。サプライヤーの概念としては、農業 (GAP) か、食品取扱業 (GMP) か、という違いもあります。事実上は、地域が限定されるか、グローバルか、という違いも見受けられます。さらに、評価方法では、「合格か不合格を決めるもの」と、スコアでマネジメントのレベルを表している制度もあります。本来の GAP である持続的農業生産管理を問うスキームと、全く問わないスキームがあります。

■SQF

フードチェーン全体を通して食品安全を管理し、品質システムを改善するための食品業界向け HACCP に基づく製造過程・製品認証のスキームです。第5版は SQF1000(生産)、第6版は SQF2000(輸送・流通)と分かれていましたが、第7版以降は、一次生産から輸送・流通までの全業種を認証の対象としています。

■CanadaGAP

カナダの果物と野菜についての生産および再包装業者・卸売業者のための食品安全プログラムで、カナダ園芸協議会 (CHC) が始めた HACCP 手法による食品安全認証制度です。現在は、カナダの農産物マーケティング協会 (CPMA) の要件を統合し、一体的に運営されています。

■GLOBALG.A.P.

欧州小売業農産物ワーキンググループ (EUREP) が 2001 年に認証を開始した GAP (農業による環境への影響と健康問題、労働者と動物の福祉) と FSM (Food Safety Management、農産物の安全性) に関する消費者の懸念に応えようとした農場認証スキームです。生産者が食品の安全性、持続可能な生産方法、労働者福祉と動物福祉、水や配合飼料や植物繁殖材料の責任ある使用のための EU の査定基準に準拠することで、複数の認証審査を受ける必要がないように、同等性認証も実施しています。

■PrimusGFS

農業生産と一次加工 (農産品の乾燥やカット) ならびに包装事業 (パックハウス) をカバーする GAP と GMP にかかる食品安全認証スキームです。評価・認定がスコア方式であることが特徴的です。95%-100%が最優秀、95%-90%が優良、85%-90%が適合で、スコアが 85%に満たない場合は認定されません。

GFSI が認証する国際基準が、農産物・食品等における世界貿易の上で重要性を増してきています。当協会では、今後ともこのような情勢を調査し、会員の皆様にお伝えして参ります。

(調査・広報委員会)

《用語解説》

GAP はエシカル農業

株式会社 AGIC 普及部長 田上隆多

先日、ファッション情報誌で「エシカル・ファッション」についての特集がありました。「エシカル=ethical」の単語の意味としては、①倫理の、道徳上の、②(社会・職業上) 道理にかなった、道徳的な、という意味です。(ウィズダム英和辞典 第3版)。インターネット上で検索してみると、他にも、エシカル・ジュエリーなど、ファッション界で「エシカル」が流行っているようです。ウィキペディアでも「エシカル」を調べてみると、以下のような説明になっていました。

エシカル (ethical) とは、「倫理的」「道徳上」という意味の形容詞である。近年は、英語圏を中心に倫理的活動を「エシカル (ethical) ○○○○」と表現し、エシカル「倫理的=環境保全や社会貢献」という意味合いが強くなっている。身近な倫理的活動としては、主にエシカル・コンシューマリズムが挙げられる。

エシカル・ファッションについては、「Ethical Fashion Japan」という団体があり、以下のような説明がありました。

Ethical Fashion Japan (<http://www.ethicalfashionjapan.com/>)

「エシカル」と聞くとなじみの薄い言葉ですが、「オーガニック」、「フェアトレード」、「リサイクル」……という言葉なら聞いたことがあるのではないのでしょうか？「エシカル」とは、このような「環境や人に良さそう」な取組みの総称です。

その背景には、さまざまな社会課題を解決したいという目的があります。例えば、「森林破壊を止めたい」、「貧困をなくしたい」、「技術を残したい」などなど。そうした課題に対してアプローチできるファッションが「エシカル・ファッション」です。

エシカルな取組みの9つのやり方

1 Fair Labor

対等なパートナーシップに基づいた取引をし、不当な労働と搾取をなくすことを目指す取組みのこと。①認証を受けたフェアトレード、②十分な生活賃金や適切で働きやすい労働環境を確保する取組みなどが含まれる。

2 Organic

有機栽培で生産された素材のこと、このような素材を用いること。原則、製造の全行程を通じて認証機関や国家が設けた厳格な基準と実地検査をクリアしたものを指す。

3 Upcycle & Reclaim

捨てられるはずだったものを活用する取組み。アップサイクルとは、質の向上を伴う再生利用のこと。「Reclaim (リクレイム)」とは、デッドストックの素材や在庫商品などを回収して利用する取組みのこと。

4 Sustainable Material

環境負荷がより低い素材を活用する取組みのこと。衣服等の生地では特に、①天然素材、②エコナ化学繊維、③リサイクル繊維、④エコ加工などを取り入れる取組みを目指す。

5 Craftsman Ship

伝統的な技術を取り入れ、文化を含めて未来へ伝える取組みのこと。①伝統的な技術を取り入れること、②ヴィンテージ品を活用すること、③熟練の職人による作製などを指す。

6 Local Made

「Made in ○○」のこと。地域に根ざした物づくりで、地域産業と産地を活性化させ、雇用を創出し、技術の伝承と向上を目指す取組みのこと。

7 Care Animals

ヴィーガン、またはなんらかの形で「Animal Rights (動物の権利)」、「Animal Welfare (動物の福祉)」に配慮した製造を目指す取組みのこと。

8 Waste Less

衣料品を製造するまでのライフサイクルの各段階における無駄を削減する取組み。①カーボン・フットプリントの低減、②3D プリンティングの活用、③ゼロ・ウェイスト・デザインの取組みなどを指す。「無駄が出る前に抑える」という点で「Upcycle & Reclaim」とは異なる。

9 Social Project

NPO/NGO への寄付 (物資・金銭)、②ビジネスモデルを活かしての支援・雇用創出など、自社のリソースを活かした取組みのこと。

ファッション業界においても、「素材が肌に優しいのか」、「素材の生産段階で環境負荷が少ないのか」、「素材の生産や商品の製造に携わる人の暮らしは守られているのか」、「生産過程全体で環境負荷が少ないか」といったように、最終商品の品質以外の様々な課題について注目が向けられてきて、「オーガニック」や「フェアトレード」などの個々の取組みの集合体として「エシカル」という概念になってきたようです。

この概念を農業に置き換えると、まさに「GAP」の概念と一致していることが分かります。つまり、「GAP」を最近の流行の言葉で言い換えれば「エシカル農業」ということができるでしょう。「日本 GAP 規範 ver1.1」でも、「GAP は農業倫理の問題である」と説明されています。

ここ数十年、日本での GAP 普及に努めてきましたが、ファッション業界での「エシカル」な活動に現れているように、様々な業界や場面で「エシカル＝道徳的な」ことが社会全体として求められているのだと思います。

GAP 普及に取り組む際に、「農業特有の」などと思わず、「社会全体の要求である」と考え、これからの社会を、もっと身近に考えて、自分たちの生活を「エシカル＝道徳的」に考えていくことが重要なのだと思います。

ちなみに、日経 BP ネットの記事によると、イギリスのある NPO が「エシカルかどうか」によって企業をランキングしてホームページで公表しているのので、一度ご覧になってみて下さい。

有名企業を「エシカルかどうか」によってランク付け（日経 BP ネット>時代を読む新語辞典）

(http://www.nikkeibp.co.jp/style/biz/abc/newword/080304_40th/index2.html)

例えば英国の NPO である ECRA (Ethical Consumer Research Association) は、世界の有名企業を「エシカルかどうか」によってランク付けしている。その際に審査対象になるのは「汚染や CO2 排出などに気をつけているか」、「基本的人権や労働者の権利に配慮しているか」、「動物実験や工場型畜産を行っていないか」、「反社会的な方法で利益を得ていないか」といった要素である。このようなランキングを発表することで、同 NPO は、消費者に対してエシカルな購買行動を求めている。



Ethical Consumer



一般社団法人日本生産者 GAP 協会定期総会報告

平成 26 年 6 月 14 日（土）、理事会に引き続き、定期総会が持たれました。その概要を報告します。

《理事長挨拶》

㈱AGIC では 10 年前に GLOBALG.A.P. (当時は EUREPGAP) に倣って日本の GAP 事業に取り組み始め、JGAP 認証制度を創設したが、現在の JGAP は、当時とは理念も事業の実態も大きく変わった。したがって、㈱AGIC 内に「GAP 普及センター」を設けて GAP 推進を進めていた事業をさらに継続・発展させる組織として「一般社団法人日本生産者 GAP 協会 (FGAP、Farmer's GAP)」を 2009 年度に創設した。

当初の理念のもと FGAP として GAP 推進を進め、現在では 47 都道府県の半数以上と GAP 推進の連携を図っている。昨今は、農産物貿易の国際標準として GLOBALG.A.P. が農政でも大きく

取り上げられるようになっており、当協会も GLOBALG.A.P.事務局と連携し、昨年 11 月には合同でシンポジウムを開催し、その成果が目に見えてきている。今後は、GH (Green Harvester) 評価とともに GLOBALG.A.P.認証の取得を積極的に推進していきたい。これとともに、FGAP の GAP 普及体制として、組織、人員、収入等の体制整備を積極的に進めていきたい。

新たに見えてきた日本の GAP の方向性を踏まえ、一層の盛り上がりを期待し、その成果を確実なものとするため、協会事業全体の改善計画について宜しくご審議をいただきたい。

《審議内容》

1. 会員の増強について質問があり、田上理事長は、シンポジウムやセミナーの申込み時に、セミナー等の割引などの会員メリットを伝えたことが会員申込みにつながった。今後とも会員の増強については、知恵を絞っていききたい、との回答があった。
 2. セミナー等の最少決行人数の順守とその運用を求められ、事務局はこれを了承した。GAP 実践セミナーの参加目標数について意見があり、目標数値が高めに修正された。
 3. 書籍収入が少ない理由について質問があった。これに対して、田上理事長より、売れる本が少ないことと、収入は原価分のみであるとの回答があった。
 4. 継続的な収入源として売れる本を出すよう努力してほしいという要望があった。確実に売れると思われる基本的なものとして「GAP 入門」、「GAP 実践ガイド」の 2 冊は年度内に出版したいとの回答が出版委員長よりあった。協会では出版企画と執筆を会員に依頼し、出版は㈱AGIC に依頼することになると説明された。
 5. FGAP のホームページを充実させるべきとの指摘があり、事務局はこれを了承した。具体的には、ホームページ上でニュースの購読申込みの登録ができるようにしてはどうか、広告・宣伝事業を補強し、GAP 普及ニュースに広告を載せてはどうか、などの提案があり、事務局は対応を検討することを了承した。
 6. 農産物輸出を検討している者へのアプローチがあるのかとの質問があった。田上理事長より、現在すでにオファーがあり、具体的に対応している。今後、輸出農産物の産地について積極的にアプローチをしていきたい旨の回答があった。
 7. 現在の『GAP 規範』の大改訂の時期が平成 28 年 2 月になっているが、この根拠とそれまでの具体的な取組みについての質問があった。日程は確定でなく、法令や社会情勢の変化など踏まえ、初版から 5 年程度を目安として設定した経緯の説明が田上理事長からあった。
 8. 一般社団法人における基金の取扱いは定款にも定めがあるが、運営細則を一部改正し、500 万円まで増殖をしたいという事務局の説明に対し、満場一致で合意された。
- 以上、事務局提案の第 1 号議案から第 5 号議案まで、満場一致で承認された。

(事務局)

【編集後記】

定期総会も終わり、いろいろな提案がなされ、それを一つ一つ進めていくことになる。いろいろな意味で、今年は大変革の年になるような予感がしている。

日本でも、ようやく GLOBALG.A.P.認証への取組みが始まったようである。日本の農産物輸出が奨励されて久しい。今までは安全性が高く品質が良く美味しい「日本ブランド」で通用していたが、徐々に輸出が増えると、この「日本ブランド」では通用しなくなる事例が多くなっており、国際認証が必要になりつつある。

日本には、残念ながら国際認証に相当するものはなく、当面は GLOBALG.A.P.認証しかない。今後、日本の農産物輸出が増えると考えられるアセアン諸国では、GLOBALG.A.P.と同等性を持つ ASEANGAP が構築されており、来年 2015 年からは、ASEANGAP をとれば、域内の農産物貿易

が自由化されるようである。その時には、日本の農産物にも国際認証が求められ、GLOBALG.A.P. 認証が必要になる。昨年から今年にかけて、農産物を輸出している日本の生産組合などに対して、アセアンの国々から GLOBALG.A.P. 認証が求められるようになっていく。

今年の1月、静岡県のカラメンロンを食べたインドネシアの大手スーパーの社長は、その美味しさに魅了され、即座に100玉を送って全ての店長に試食させ、インドネシアでの販売を決意したが、輸出の手続きを具体化する過程で、GLOBALG.A.P. 認証を取得することが条件となった。この6月からAGICの指導により認証を取得するべく準備に入った。これから益々このような傾向が強くなると考えられる。

日本では、2020年にはオリンピックが開催される。このオリンピックの時に選手村で用いられる食料品には必ず国際認証が必要になるであろう。それらはGLOBALG.A.P. 認証であり、HACCP 認証であり、Halal 認証である。これらの国際認証がなければ、北京オリンピックの時の前例のように、オリンピック選手に提供する食事用の食材として提供することができなくなると考えた方がよい。

オリンピックの開催まで、あと6年しかない。それまでに農産物輸出はもとより、オリンピック選手のための食材供給体制を整える必要がある。折角オリンピックが日本で開催されながら、オリンピック選手用の食材を日本の産地から供給できないことだけは避けなければならない。このときに、日本は、国際認証の重要性を初めて本格的に認識することになるであろう。

私どももオリンピックの開催に向けて、日本の食材を国際標準にする努力を進め、自由にオリンピックで使えるようにする努力をしてみようと考えている。

それには、かなりの段取りが必要になる。実際に、どれだけの種類の食材が、どれだけの量を必要とされるのか、それらを各国・各種の調理に合わせて組合せを考え、どのように提供されるのか、などが重要になるが、それらの食材の全てを国際標準に適合させることはかなりハードルが高い。しかし、日本に来られる多くの外国人に、国際標準に適合した品質の良い食材を提供できる絶好のチャンスでもある。これから、関係者とともに、知恵を絞って、チャレンジしてみたいと思っている。皆様も是非この機会にチャレンジしてみたいと思いませんか。

このハードルを越えた時には、日本の農産物・食品の国際進出にとって、違った景色が見えてくるのではないかと考えています。(食讚人)



GH 評価制度 「日本 GAP 規範」に基づく 農場評価制度

プロフェッショナルの評価員による農場クリニック！

GH 評価制度は、持続的な農場経営と産地育成のための GAP 教育システムです。

- 農場や生産組織が、消費者に信頼される健全な農業を実践するためのポイントを提供します。
- 評価員が、管理の実態を調査し、「どこに問題があるのか」、「なぜ問題なのか」、「どの程度問題なのか」を明らかにします。
- 評価の結果は、詳細な報告書でお渡しします。
- 本制度は、「農産物認証」や「農場認証」を目的としていません。
- 報告書に基づいて、全ての農場が自らの改善に役立てることを目的としています。

GH 評価制度は、農場や生産組織が「日本 GAP 規範」の示す内容をどの程度達成しているかを評価し、農業経営や生産技術などの改善指針を提供し、自己啓発に資する「GAP 教育システム」として開発されました。

農場や生産組織は、評価結果に基づき、「自然環境や農業環境」、「農業に携わる人や生活者」、「農産物や食品」などに関するリスクを低減するための改善計画を実践します。

5段階の項目評価です。

「○」と「×」の単純な評価ではなく、各項目のリスクレベルに応じて5段階で評価します。

評価	レベル	点
評価0	問題なし	0
評価1	軽微な問題	-5
評価2	潜在的な問題	-10
評価3	重大な問題	-15
評価4	喫緊の問題	-20

減点方式です。

持ち点 1000 点から各項目の評価に応じた点数を減点します。

「問題項目の個数」だけでなく、

「どこが」
「どの程度」
「なぜ」

問題なのかを明確にすることが評価の要です。

集計表と詳細報告書をお渡しします。

項目の分類ごとに、5段階の各評価がいくつずつあったのか、集計表にすることで、農場管理の全体像が把握し易くなります。

全ての評価項目について、評価の理由・根拠を明らかにした評価コメントを記入し、詳細報告書を作成します。

評価の種類

(1) 農場評価

部会などの生産組織に所属しているか否かに係わらず、農場単独での遵守レベルを評価します。

(2) 組織評価

所属する複数の農場の管理・監督の状況の評価する「事務局評価」と、所属する個々の農場の管理状況の評価する「サンプル農場評価」からなります。

(3) 施設評価 (オプション)

生産組織が管理し、組織評価の対象農場が共同で使用する農産物取扱い施設の管理実態を評価します。施設評価は、組織評価のオプションとして評価を受けるかどうか選択することができます。

評価のお申込み 一般社団法人 日本生産者 GAP 協会

住所 〒305-0035 茨城県つくば市松代 3-4-3 松代ハウス A-402

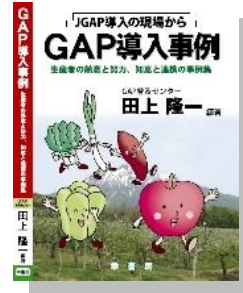
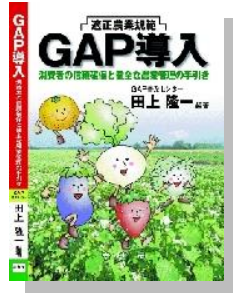
電話 029-861-4900 FAX 029-856-0024 メール mj@fagap.or.jp URL <http://www.fagap.or.jp/>

【目指す GAP の理念と実践】

適切な農業管理 (GAP) は、農業生産者の守るべきマナーです。GAP は、自らの農業実践と農場認証制度により得られる信頼性を通して、自然環境と国民・生活者を守るための公的な規準として機能させるものです。

GAP は、持続的農業生産により自然環境を保全し、安全な農産物により消費者を守り、併せて生産者自身の健康と生活を守るものです。そのためには、日本の法律・制度や社会システム、気候・風土などに適合した日本農業のあるべき姿を規定する「日本 GAP 規範」(Japanese Code of Good Agricultural Practices) とそれを評価する物差しである「日本 GAP 規準」(GH 農場評価) が不可欠です。GH 農場評価による農場改善が図られれば、GLOBALG.A.P. 認証への近道になります。日本生産者 GAP 協会は、これらのシステムを構築・普及し、日本における正しい GAP を実現して参ります。

《GAP シリーズ》 定価 (本体 1,900 円+税)



《GAP シンポジウム資料集》 定価 (本体 1,500 円税込)

「日本農業を救う GAP は？」



2009.3

「GAP 導入とそのあり方」



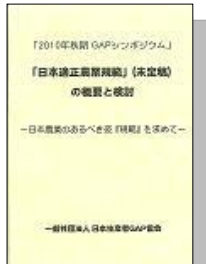
2009.8

「欧州の適正農業規範に学ぶ」



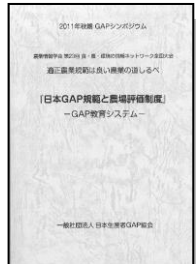
2010.4

「日本適正農業規範の概要と検討」



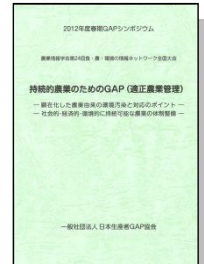
2010.10

「日本 GAP 規範と農場評価制度」



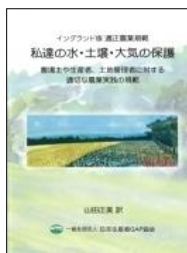
2011.10

「持続的農業のための GAP (適正農業管理)」



2013.2

『イングランド版適正農業規範』
定価 (本体 1,500 円税込)



『日本適正農業規範』(未定稿)
定価 (本体 1,500 円税込)



『日本 GAP 規範 Ver.1.1』
定価 (本体 2,500 円)+税)



『GAP 普及ニュース』は一般社団法人日本生産者 GAP 協会の機関誌です。

1月 3月 5月 7月 9月 11月の隔月に発行されます。

正会員（入会金：個人 15,000 円、団体 30,000 円）

個人会費：10,000 円 団体会費：20,000 円

利用会員 個人会費：10,000 円 団体会費：20,000 円

賛助会員 賛助会費：1口 30,000 円（1口以上）

協会の会員は、会員価格での GAP シンポジウムへの参加ができるほか、(株)AGIC の GAP 普及部のサービスも受けられます。(株)AGIC の GAP 普及部では、GAP に取り組む生産者（個人・グループ）と、GAP 導入を指導する普及員や指導員の方々への継続的なサポートを実現するために、GAP の無料相談サービスを行っています。

《会員の皆様の自由な投稿を歓迎します。皆様の疑問にお答えします》

《一般社団法人日本生産者 GAP 協会のプロフィール》

一般社団法人日本生産者 GAP 協会は、「持続的農業生産により自然環境を保全し、生産者の健康と安全を守り、併せて農産物の安全性を確保して消費者を守る GAP」のあり方を考え、日本の法令、気候・風土と社会システムに合った GAP の振興を図る組織です。

このため、日本生産者 GAP 協会は、GAP に関する書籍の出版、GAP シンポジウム、各種セミナーを開催するとともに、個々の生産団体や生産者の実態に合わせた効果的・効率的な GAP 実践の普及を担っています。

一般社団法人日本生産者 GAP 協会 事務局

〒305-0035 茨城県つくば市松代 3-4-3 松代ハウス A 棟 402

☎：029-861-4900 Fax：029-856-0024

E-mail：mj@fagap.or.jp URL：http://www.fagap.or.jp/

《株式会社 AGIC（エイジック）の活動》

(株)AGIC は、これまで GAP の導入指導で培ってきた普及技術を基に、農業普及指導員や営農指導員、農業関連企業のスタッフなどへ向けた「GAP 指導者養成講座」を開催しています。

(株)AGIC は、安全で持続可能な農業生産活動の実践を支援する日本生産者 GAP 協会を支援しています。GAP についてのお問合せ、「GAP 指導者養成講座」「産地での GAP 指導」のお申込みなどは、下記の GAP 普及部までご連絡下さい。

(株)AGIC GAP 普及部 ☎：029-856-0236 Fax：029-856-0024

E-mail：office@agic.ne.jp URL：http://www.agic.ne.jp/